

愛知用水だより

みどり
水土里ネット愛知用水

愛知用水土地改良区

理事長 竹内 啓二



知多市 佐布里池梅林・佐布里 緑と花のふれあい公園にて

令和6年度通常総代会開催

令和7年3月19日(水)愛知用水会館4階大会議室において、多数のご来賓をお迎えして令和6年度通常総代会を開催しました。

提案した規約の一部改正等の15議案は、すべて可決承認されました。

通常総代会議事

- 議案第1号 愛知用水土地改良区規約の一部改正について
- 議案第2号 愛知用水土地改良区会計細則の一部改正について
- 議案第3号 令和6年度補正収支予算の専決処分の承認について
- 議案第4号 令和6年度施行土地改良事業の変更議決について
- 議案第5号 令和6年度補正収支予算の議決について
- 議案第6号 令和7年度施行土地改良事業の議決について
- 議案第7号 令和7年度収支予算の議決について
- 議案第8号 令和7年度賦課金の徴収方法及び時期の議決について
- 議案第9号 令和7年度農地転用負担金の議決について
- 議案第10号 土地改良施設維持管理適正化事業の拠出金の議決について
- 議案第11号 農林漁業資金借入金及び償還方法の議決について
- 議案第12号 一時借入金の限度額及びその方法の議決について
- 議案第13号 金銭預入先金融機関の議決について
- 議案第14号 役員等の報酬及び費用弁償の議決について
- 議案第15号 総代会における代理人による議決について

令和6年度監査報告

令和6年度業務並びに会計経理等について、
令和6年12月19日及び令和7年2月20日に監査を行ったところ適正に処理されていることを認めました。

総括監事	坂	光	正
第1監事	小	川	清
監事	横	糸	鈞



理事長あいさつ



愛知用水土地改良区
理事長 竹内 啓二

本日、ここに令和6年度通常総代会を開催いたしましたところ、総代の皆様にはご多用の中ご出席をいただき誠にありがとうございます。また、ご来賓をはじめ関係機関の皆様には、日頃から当土地改良区の運営につきまして特段のご指導、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

はじめに、昨年秋の総代選挙におきましてご当選されました総代の皆様には心からお慶びを申し上げますとともに、任期の4年間、当土地改良区の運営にご尽力賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、令和6年の平均気温は、これまでの最高であった一昨年を大きく上回り、観測史上最高を記録しました。気候変動による異常気象は年々頻発化、激甚化しており、これまでとは異なる異常気象が当たり前に生じる時代となっております。この異常気象の影響を受け、昨年は全国的に米不足が発生し、安定した食料供給、食料安全保障への関心が高まっております。

また、農業従事者の減少、高齢化の進行が深刻化しており、農業を取り巻く情勢は大きく変化して参りました。国におきましては、「食料・農業・農村基本法」が25年ぶりに改正され、「農地の確保及び有効利用」や「農業生産基盤の整備、保全等」の制度が新設、拡充されました。加えて、基幹施設の計画的な更新に関する措置、土地改良区の体制及び運営に関する措置のため、土地改良法の改正に向けて議論されているところでございます。当土地改良区におきましては、より一層の農業生産基盤の強化、農業用水利施設の計画的な更新の実現に向けて、愛知用水事業推進協議会と連携し、国に働きかけて参りたいと思いますので、引き続き皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、燃料費をはじめとする物価の高騰は、組合員の皆様にとって大変厳しいものであるかと思います。当土地改良区の運営におきましても、皆様と同様に非常に厳しい状況に置かれています。このままの財務状況が続けば、愛知用水の機能が維持できなくなり、ひいては土地改良区そのものが立ちいかなくなります。理事会としましては、財務状況、組織の運営の健全化を図るべく、特別委員会として「財務状況改善委員会」を設置し、改善検討に入りました。大変心苦しい思いではありますが、賦課金単価の見直し等に向けて組織的に取り組んで参ります。時代の変化に対応しつつ、末永く愛知用水地域の発展に資するため、役職員一丸となり経費の節減にも努めて参りますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます議案は、規約及び会計細則の一部改正、令和6年度補正収支予算、令和7年度施行土地改良事業及び令和7年度収支予算の議決等の計15議案でございます。十分ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

最後となりましたが、総代各位とご来賓の方々や、関係機関の皆様のご健勝と今後益々のご活躍を祈念申し上げまして挨拶いたします。

令和6年度通常総代会

来賓祝辞



愛知県知事 大村 秀章 様
(代理 愛知県副知事 古本 伸一郎 様)

本日ここに、愛知用水土地改良区の通常総代会が開催されますことを心からお喜び申し上げます。

竹内理事長を始め、役員、総代の皆様方におかれましては、日頃から愛知用水土地改良区の円滑な運営、並びに施設の管理に御尽力いただくとともに、本県の農林水産行政の推進に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

過般の1月元旦早々に発生しました鳥インフルエンザの対策では、皆様の日頃お世話になっている、農業土木の土木工事に従事していただいている協力団体の皆様に、殺処分した鳥を埋却する25メートルプールサイズの大きな穴を、連日連夜、3交代24時間体制で2か月に亘り、掘削・埋却する尊い作業にあたってくださいました。期間中、地元の常滑市、半田市、阿久比町の計13農場で発生したわけですが、この間の様々な対応について、土地改良区の組合員の皆様にも大変ご心配をおかけすると同時に、力を貸していただいたことに心より感謝申し上げます。

さて、今年は米不足や米の価格高騰が話題となっておりますが、皆様が育てていただいたお米のおかげで私たちが暮らしていけると、改めて感じているところでございます。愛知県といたしましては、皆様が憂い無く生産活動ができ

ることが一番だと考えておりますので、その生産活動を支えるべく、2月定例県議会において農業用水施設の電力価格高騰対策支援金を補正予算として上程したところ、県議会の皆様御理解のもと、早期に議決して頂き、一刻も早く皆様にお届けしたいと考えているところであります。また、夏の高温などにより増加傾向となる、イネカメムシ等の防除対策等についても、皆様方と一緒に取り組んでいきたいと考えております。

生産活動の要である愛知用水施設につきましては、既に60年以上日々を経て施設の老朽化も進んでおります。2006年の愛知用水二期事業による改修工事完了から既に20年が経過しており、近年は幹線水路の浮上や支線水路の漏水など、早急な対策工事が必要な状況であります。このようなことから、老朽化対策として耐震対策も加え、新規事業として採択していただき、進めていかねばならないと考えております。

県といたしましても、愛知用水土地改良区、水資源機構をはじめとする関係機関としっかり連携し、愛知用水土地改良区の竹内理事長様や顧問である日高様、地元大府の日高県議様等、皆様と力を合わせ、一日でも早い事業化に努めてまいりますので、引き続き、皆様方のお力添えをよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、愛知用水土地改良区の益々の御発展と、本日御臨席の皆様方の御多幸を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。



愛知県議会 農林水産委員長
桜井 秀樹 様

愛知用水土地改良区令和6年度通常総代会の御盛会誠にありがとうございます。

日頃より、私たちの生活の根幹となる食料生産に御尽力をいただき、改めて感謝申し上げます。

さて、先ほど理事長の御挨拶にもございましたように、昨年は「令和の米騒動」がございました。

先日開催されました農林水産委員会の中で、先輩議員の発した言葉が私自身大変心に刺さりましたので御紹介をさせていただきます。

最近では、お米5kgは4,500円ほどで売られておりますが、スーパーで売られているお米は全て1等米でございます。

2等米、3等米は本来食べることができますが、中々市場に出回ることなく、ほとんどが家畜の飼料として使われている状況でございます。

「農家の方々の苦勞、悔しさがわかりますか。」という言葉が大変印象的でした。

SNSなどで「米は太る」といった根拠のない情報により、米の需要が減ってきており、農家が減少しております。

加えて、国の減反政策もあいまって現在の状況に陥っております。

少し前になりますが、新聞記事の中で、米農家の時給は「10円」という記事を目にしました。

最低賃金が1,000円を超えてきている中、これでは農家が更に減少してしまうことが想定されます。

メディアでは、こういった現状は報道されず、物価高ばかりが目立っておりますので、こういった現実を目を向け、お米をはじめ、農業生産物の適正価格も検討しなければなりません。

そのためには、国や県の公的な補助が必要不可欠であると思いますので、愛知県議会としましても皆様を支えるべく一生懸命取り組んで参りたいと思いますので、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、愛知用水土地改良区の皆様の今後益々の御発展を祈念申し上げ、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

令和6年度通常総代会



東海農政局長 秋 葉 一 彦 様
(代理 東海農政局農村振興部長 實 井 正 樹 様)

本日ここに、愛知用水土地改良区令和6年度通常総代会が開催されますことを、心よりお慶び申し上げますとともに、一言御挨拶申し上げます。

竹内理事長をはじめ、本日、御臨席の皆様方におかれましては、日頃から愛知用水施設の維持管理に御尽力いただくとともに、地域農政の推進、とりわけ農業農村整備事業の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の農林水産業を取り巻く情勢が大きく変化する中、昨年6月、食料・農業・農村基本法が改正・施行されたところであり、農業生産基盤については、従来からの整備に加え保全に必要な施策を講じることが明記されました。

現在、農林水産省では、改正基本法の理念を具体化し、最初の5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるよう、食料・農業・農村基本計画の改定に取り組んでいるところです。

また、令和7年度予算につきましては、基本法の改正も踏まえ、食料安全保障の強化など農林水産業の持続的な成長を推進するため、総額2兆2,706億円の農林水産関係予算を計上し、農業農村整備事業については、水利施設の集約等を含む計画的な更新やため池の防災・減災対策等として4,464億円、このうち水資源機構関係の予算として水資源開発事業には85億円を計上しており、現在、国会にお

いて審議されているところです。

さらに、土地改良法に関しましては、改正法案が2月14日に通常国会に提出されたところです。具体的には、農村人口の減少下にあっても営農や農業水利施設等の保全管理が適切に行われるよう、基幹的な農業水利施設の計画的な更新に関する措置や土地改良区と市町村等の関係者が連携して保全の取組を行う連携管理保全計画 通称「水土里ビジョン」を法律に位置付けることとしております。

水土里ビジョンにつきましては、将来にわたって地域の良好な営農環境を維持・確立するうえで必要な取組ですので、地域の農業生産基盤の保全等が図られるよう、積極的な取組をお願いいたします。

もう一点、土地改良区における男女共同参画の推進につきましては、理事に占める女性の割合について具体的な数値目標が掲げられ、女性理事の登用が進められてきたところです。

貴土地改良区では、3名の理事で登用が進められており、東海農政局管内の土地改良区における先進事例として、引き続き、皆様に取組への御理解と推進をお願いいたします。

東海農政局といたしましても、水資源機構とともに愛知用水地区における各般の事業に必要な予算の確保や各種施策の推進に努めてまいりますので、引き続き、現場の声を届けいただくとともに、農政への御支援方よろしくお願い申し上げます。

結びに当たり、愛知用水土地改良区の益々の御発展と、本日、御臨席の皆様方の御健勝を祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。



独立行政法人水資源機構 中部支社長
笠 井 泰 孝 様

愛知用水土地改良区令和6年度通常総代会の開催に当たりまして、一言お祝いの言葉を述べさせていただきます。

竹内理事長をはじめ愛知用水土地改良区の皆様方には、日頃から水資源機構の業務、特に愛知用水の管理運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃からきめ細やかな水管理に取り組んでいただきあわせて感謝申し上げます。

愛知用水の水源である牧尾ダムは、現在、発電運用に伴い3月末まで貯水位を低下させています。今年の冬は例年の2倍程度の積雪量もあって、4月からの貯水量の回復が期待されるのですが、今後の気象の動向には十分注意し、関係機関と情報共有を図りながら、引き続き適切な管理に努めてまいります。

さて、昨年8月に宮崎県で震度6弱を観測した日向灘を

震源とする地震の発生を受けて、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表され、当機構でも、これを受け、臨時情報が解除されるまでの約1週間の間、防災体制を継続しました。

このように、いつ発生してもおかしくない南海トラフ地震への備えが急がれるところで、二期事業の着手から40年が経過した愛知用水では、南海トラフ地震に対する耐震性の確保や牧尾ダムの堆砂対策、幹線水路・支線水路の老朽化対策も視野に入れつつ、皆様とリスクコミュニケーションを図りながら、適切な施設の保全と改築に係る調査や事業化に向けて検討を進めてまいります。

このような状況の下、貴土地改良区におかれましては、関係利水者で構成される「愛知用水事業推進協議会」の中心となり、国などに事業化に向けた提案活動を精力的に実施していただいているところであり、厚く御礼申し上げます。

最後に、愛知用水土地改良区の益々の御発展と、御臨席の皆様方の御健勝と御多幸を祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

◎ご来賓の方々

愛知県知事 大 村 秀 章 様
代理：愛知県副知事 古 本 伸一郎 様
愛知県議会農林水産委員長 桜 井 秀 樹 様
東海農政局長 秋 葉 一 彦 様
代理：東海農政局農村振興部長 實 井 正 樹 様
独立行政法人水資源機構中部支社長 笠 井 泰 孝 様

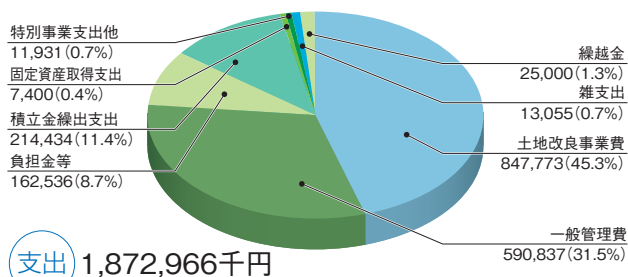
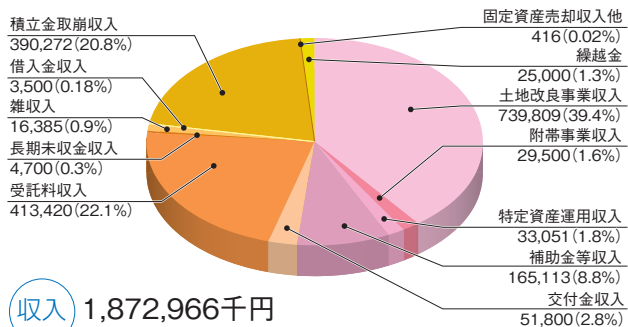
愛知県土地改良事業団体連合会会長 中 野 治 美 様
代理：専務理事 中 根 俊 樹 様
愛知県土地改良事業団体連合会半田支会長 神 長 健 一 様
公益財団法人愛知・豊川用水振興協会理事長 勝 又 久 幸 様
代理：副理事長 小酒井 徹 様
愛知用水土地改良区顧問 日 高 昇 様

令和6年度通常総代会

令和7年度収支予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日

単位：千円



収 入		支 出	
款 項	予算額	款 項	予算額
土地改良事業収入	739,809	土地改良事業費	847,773
附帯事業収入	29,500	施設用地処理支出	401
固定資産貸付収入	350	一般管理費	590,837
特定資産運用収入	33,051	負担金等	162,536
補助金等収入	165,113	積立金繰出支出	214,434
交付金収入	51,800	固定資産取得支出	7,400
寄付金収入	1	特別事業支出	6,530
受託料収入	413,420	雑支出	13,055
長期未収金収入	4,700	繰越金	25,000
雑収入	16,385	予備費	5,000
借入金収入	3,500		
積立金取崩収入	390,272		
固定資産売却収入	65		
繰越金	25,000		
計	1,872,966	計	1,872,966

令和7年度経常賦課金・農地転用負担金について

令和7年度経常賦課金は、3月19日に開催した総代会において昨年と同額で据え置きとなりました。

土地改良区では内外の厳しい農業情勢を踏まえ、今後とも事務の合理化、諸経費の節減に努めてまいりますので組合員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

地 目	内 容	㎡当たりの賦課額（単位：円）			賦課基準日	納期
		上流部	中流部	下流部		
一般補給田	普通の補給田	5.36	5.43	5.43	令和7年4月1日 現在の土地原簿 記載内容	令和7年 5月12日
	高度の湿田	3.48	3.48	3.48		
普通畑 果樹園	畑地かんがい施設地	5.36	5.43	5.43		
	畑地かんがい施設未施行地	3.48	3.48	3.48		
開田・天水田		6.91	6.96	7.02		

※この賦課金は、土地改良法第36条及び愛知用水土地改良区定款の規定に基づく愛知用水受益地に係る組合費です。納期内の納入にご協力をお願いします。

◆土地原簿（組合員の皆様がお持ちしている土地の詳細）は、組合員様の申請により閲覧・交付ができます。最寄りの事務所（12ページに記載）までお問い合わせください。

また、令和7年度農地転用負担金は、3月19日開催の通常総代会において、下記のとおり議決されました。ご理解、ご協力をお願いします。

農地転用負担金（決済金）	263円/㎡
施行時期	令和7年4月1日から

組合員の皆様へお願い

賦課金の納期内納入のお願い

◆賦課金の納入はお済みですか？

愛知用水賦課金は、納期内に納入されるようご協力をお願いします。

賦課金を納期内に納入されない組合員に対して滞納処分的前提となる督促状により督促をいたしております。督促状には、延滞金のほか督促手数料が加算されます。

口座振替のご案内

◆経常賦課金の納入には、便利な口座振替がお勧めです。

三菱UFJ銀行、愛知県内の農業協同組合、ゆうちょ銀行に口座があればご利用できます。

農地転用のお知らせ

※農地転用負担金とは

農地を農地以外に転用する際に維持管理費を一括して決済していただき、残存する農地が将来、加重的負担にならないようにするものです。

未決済の場合は、継続して賦課金が賦課されます。

◆市街化区域内の農地転用について

市街化区域内の農地についても、農地転用等の通知、農地転用負担金の支払い等の決済手続きは必要です。

◆公共用地への転用について

道路、河川など公共用地として買収、寄付された農地について、市町への農地転用手続きが免除されているため、土地改良区に通知されないことがありますので事業主と十分話し合いの上、必要な場合は手続きを行ってください。

負担金証明について

◆確定申告時の負担金証明は、**請求書及び領収書**で行うことができます。

組合員の異動は必ず手続きをしてください

◆土地改良法第43条により、組合員には資格得喪の義務があります。

通知がありませんと台帳の加除ができず、従来の組合員に継続して賦課されます。

組合員に異動があった場合は、**組合員資格得喪通知書**の提出をお願いします。

組合員資格得喪通知書の様式は愛知用水土地改良区ホームページよりダウンロードが可能です。

- ▶ 相続の（組合員が亡くなられた）場合
- ▶ 農地を売買又は交換された場合
- ▶ 農地の貸し借り（利用権などの設定、変更）により組合員が変更となる場合
- ▶ 住所や氏名に変更があった場合
- ▶ 農地転用をされた場合

ご注意を！

滞納賦課金のある農地を取得した場合は、その滞納賦課金を新しい権利者が負担することとなります。

土地改良法第42条（権利義務の承継及び決済）により、滞納賦課金のある農地を取得（売買、競売等）すると、新しい権利者にその滞納賦課金の支払い義務が移行します。

農地を取得する場合は、滞納賦課金があるかどうか各事務所までお問い合わせ下さい。

賦課金納入方法の拡充について

かねてより組合員の皆様からご要望のありました「コンビニエンスストア決済」と「アプリ決済」を令和7年度賦課金（令和7年4月18日発行）より開始いたしました。

これまで、三菱UFJ銀行、愛知県内の農業協同組合、ゆうちょ銀行の窓口で納入いただいている皆様においては金融機関窓口の統廃合によりお支払いにご苦勞をおかけしておりました。

納入方法の拡充により従来の経常賦課金納付通知書に加えて払込取扱票を同封しておりますのでいずれかの方法で納入いただきますようお願いいたします。**重複納入にご注意ください。**

～令和6年度

○通知書の様式

経常賦課金納付通知書

○納入方法

＜窓口・口座振替＞

三菱UFJ銀行、
愛知県内の農業協同組合、
ゆうちょ銀行

令和7年度～

○通知書の様式

経常賦課金納付通知書＋払込取扱票

○納入方法

＜窓口・口座振替＞

三菱UFJ銀行、愛知県内の農業協同組合、ゆうちょ銀行

＜コンビニ決済・アプリ決済＞

払込取扱票裏面記載のコンビニ、備考欄記載のアプリ

コンビニ決済をご利用にあたっての確認事項

- ◆手数料…従来の納付書と同様に手数料は当土地改良区が負担します
- ◆領収証…払込取扱票に付随しております
- ◆お支払いに関する注意
 - ・クレジットカード、電子マネーはご利用できません
 - ・汚損等により読み取りができないもの、金額を訂正したものはご利用できません
 - ・納付期日を過ぎた場合、取扱いできません
- ◆対象店舗…払込取扱票裏面をご参照ください

アプリ決済をご利用にあたっての確認事項

- ◆利用方法…通知書のバーコードをスマホアプリで読み取り、決済してください
- ◆対象アプリ…PayB、楽天銀行コンビニ支払サービス、銀行Pay、PayPay（請求書払い）、au PAY（請求書払い）、J-Coin（請求書払い）、楽天ペイ（請求書払い）
- ◆お支払いに関する注意
 - ・汚損等により読み取りができないもの、金額を訂正したものはご利用できません
 - ・納付期日を過ぎた場合、取扱いできません

よくある ご質問

Q

&

A

Q1 土地改良区の賦課金とは何ですか？**A.**

賦課金は「土地改良法第36条」及び「愛知用水土地改良区定款」に基づき、愛知用水土地改良区が管理している水路や揚水機場等の維持管理等に充てることを目的として賦課されるものです。

Q2

「水を使っていません。」「耕作はしておらず耕作放棄地になっています。」
このような場合は賦課金を払わないといけませんか？

A.

水の使用や耕作の有無に関らず、愛知用水土地改良区が管理している施設の維持管理のため、愛知用水土地改良区の組合員として賦課金をお支払いいただく必要があります。

Q3

農地を相続した場合は手続きが必要ですか？

A.

農地の相続や売買等により所有権移転があった場合は、「組合員資格得喪通知書」の届出を必ずお願いします。農業委員会や法務局に届けられても、愛知用水土地改良区へ届出がないと組合員台帳は変更されません。

Q4

なぜ農地転用するときに決済金(転用金)が必要なのですか？

A.

土地改良区は地区内の農地への賦課金で維持管理等を行っています。農地が転用等で除外されると維持管理費等を残りの農地で負担しなければならなくなり、残りの組合員の負担が大きくなってしまいます。そこで残りの組合員の負担を解消するため、農地転用等により地区除外する場合は、土地改良法(第42条)により決済が義務付けられています。

Q5

賦課金の納入を口座振替にできますか？

A.

愛知用水土地改良区の賦課金は、三菱UFJ銀行、愛知県内の農業協同組合、全国のゆうちょ銀行に口座があればご利用できます。



※ご不明な点等ございましたら、最寄りの愛知用水土地改良区事務所までお問合せください。

1年に木曽川から取水できる量は決まっています！

愛知用水では、決められた量を上回って取水する状態が続いています。
このままでは、河川管理者から取水を止められてしまうことも考えられます。
今まで以上に水を有効に使ってください！

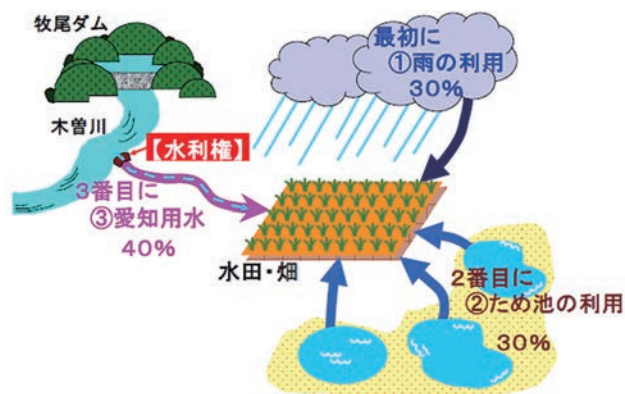
愛知用水土地改良区

◎水を使う順番

①雨水、②ため池、③愛知用水

の順で水を使うこととなっています。

雨やため池の水を優先して使うことで、
愛知用水からの補給量を減らすことができます。



(1) 雨が降ったら水を止める。

雨は貴重な水資源です。

20mm以上の雨が降ったら支線水路への送水を停止します。

各ほ場の給水栓を閉め、愛知用水からため池への補給水を止めてください。

(2) ため池の余水吐から水は流さない。

ため池が満水だと、雨が降っても余水吐から溢れてしまいます。

ため池の水を普段から使い、雨を溜められるようにしましょう。

また、より有効な水利用のために、ため池の水は落水までに使い切ってください。

◎水田の漏水防止！

水田からの漏水は、適正な水管理ができず、水稻の生育を妨げることがあります。

漏水を防止することは、用水のムダをなくすことにもなりますので、

水尻やあぜを確認し漏水を減らすよう努めてください。

◎かけ流しはしない！

かけ流しは、水稻の生育に大きな影響はありません。

かえて水をもだに使うことになります。

(※この場合の「かけ流し」とは、見回りの時間を取れないため、水が無くなるのを懸念して少しずつ用水を足している場合と、出穂後の「かけ流し」の2つの意味を持っています。)



水は限りある貴重な資源です。
大切に使うように心掛けましょう！

令和7年度 夏期かんがいについて

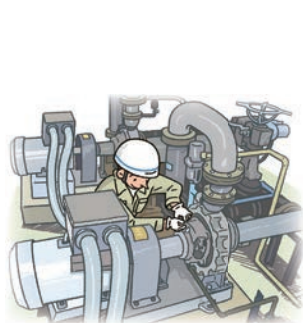
夏期かんがい期間（5月1日～10月3日）

使用水量縮減の取り組みについて

愛知用水二期事業完了後、愛知用水土地改良区では組合員の皆様にご理解をいただき、「ムダな水は流さない！」をモットーに愛知用水の有効利用に取り組んできており、これにより使用水量は二期事業完了前に比べ約20%縮減されたものの、計画取水量を上回って取水する状態が続いております。

令和7年度の夏期かんがいでは、各地区で期間中の目標水量を定め、より一層の計画的な配水を行うこととしております。

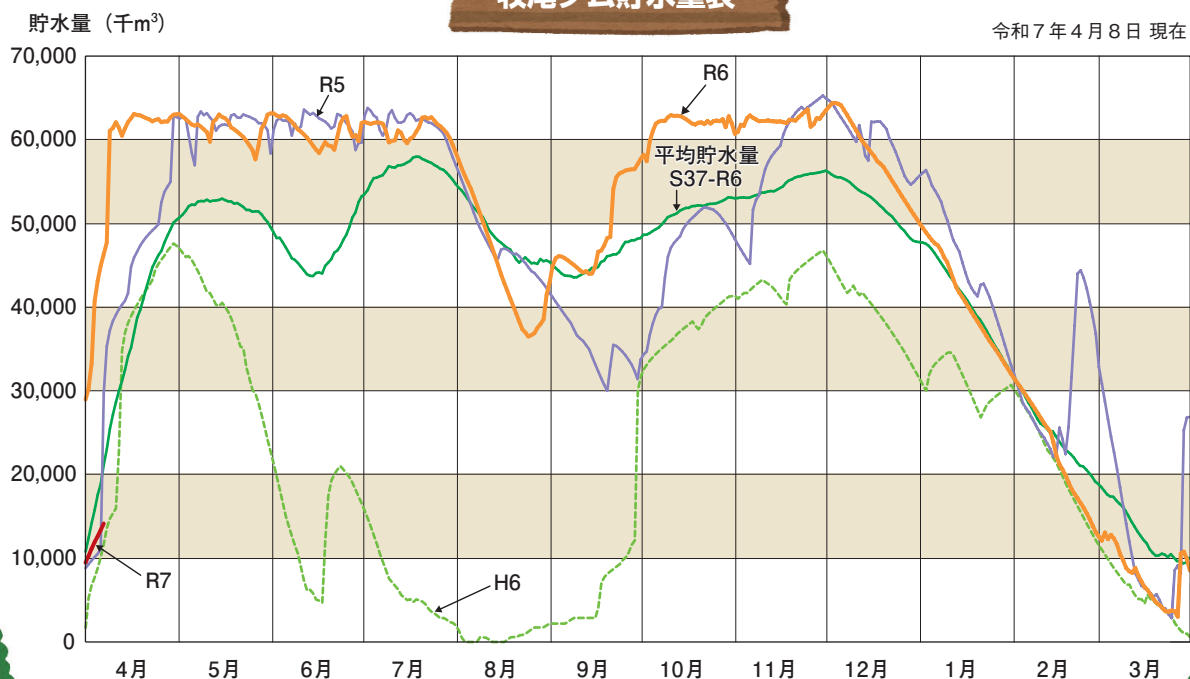
管理区、管理班と連携を密にして配水管理にあたりますので、組合員の皆様のご協力をお願いします。



よろしくお願いします

令和7年度 牧尾ダム 水源状況

牧尾ダム貯水量表



未来へつなごう!ふるさとの水土里子ども絵画展2024

今年で25回を迎えるこの絵画展は、全国水土里ネットが未来を担う子どもたちに絵画を通じてふるさとのすばらしさを発見し水と土への関心を高めてもらうとともに、作品の展示や作品集の発行により、多くの人々に農業・農村の魅力をアピールすることを目的として開催しています。

今回は全国から3,068作品の応募があり、当土地改良区からは31作品の応募がありました。厳正なる審査の結果、当土地改良区からは、美浜町の山下翔央さん（6年）の作品が地域団体賞（愛知用水土地改良区理事長賞）に選ばれました。この作品は、愛知用水会館3Fロビーに展示させていただいております。また、武豊町の西牟田優咲さん（3年）、井本光咲さん（2年）の作品が入選に選ばれました。

地域団体賞(愛知用水土地改良区理事長賞)



「知多半島の玉ねぎの収穫」
美浜町 山下翔央さん



当会館で
授賞式を行いました
竹内理事長(左)、
山下翔央さん(右)

入 選



「おいしいお米作り」
武豊町 西牟田優咲さん



「スイカとれたよ!」
武豊町 井本光咲さん

21世紀土地改良区創造運動

21世紀土地改良区創造運動（21創造運動）とは、土地改良区として新たな時代の活動について考え、現在までに土地改良区（水土里ネット）が果たしてきた役割や機能を地域の人たちに紹介し、地域の人たちとともに故郷を創っていくことを目的とした運動です。

当土地改良区では、関係市町にある小学校の地域学習で愛知用水について学習することから、小学校や各団体と連携して出前授業を行っています。その他にも、小学生親子を対象に施設見学会を行ったり、産業まつりでパネルを展示するなど、広く一般の方々にも愛知用水の歴史や土地改良区の役割・仕事などを伝えています。



出前授業

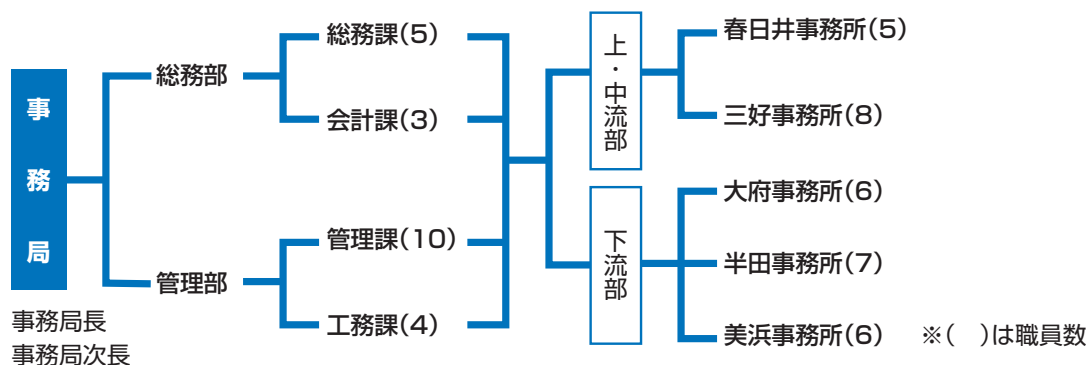
11月27日	みよし市	北部小学校	愛知用水の歴史、水土里ネットの仕事や水の大切さについて説明(4年生)
12月 6日	大府市	共和西小学校	愛知用水と大府市の農業について説明(4年生)
12月10日	大府市	東山小学校	〃
12月13日	大府市	石ヶ瀬小学校	〃
1月15日	みよし市	南部小学校	愛知用水の歴史、水土里ネットの仕事や水の大切さについて説明(4年生)



パネル展

12月14日	武豊町	親子ふれあいもちつき大会 「パネル展」	武豊町家庭教育推進連絡協議会の親子ふれあいもちつき大会にてパネルを展示し、愛知用水の歴史や水土里ネットの役割、水の大切さを伝える
--------	-----	------------------------	--

令和7年度愛知用水土地改良区事務局組織機構



各事務所連絡先 ()内は関係市町

執務時間：午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時は休務）

本 所 愛知県大府市中央町三丁目6番地の1
〒474-0025

春日井事務所 愛知県春日井市岩成台六丁目1番3号
〒487-0033 (犬山市、小牧市、春日井市、尾張旭市、瀬戸市、名古屋市守山区)

三好事務所 愛知県みよし市三好町上砂後17番地
〒470-0224 (長久手市、日進市、東郷町、豊明市、みよし市、豊田市、刈谷市、名古屋市緑区、知立市)

大府事務所 愛知県大府市中央町三丁目6番地の1
〒474-0025 (大府市、東海市、東浦町、阿久比町、半田市、名古屋市緑区)

半田事務所 愛知県半田市出口町一丁目56番地の5
〒475-0903 (阿久比町、半田市、知多市、常滑市)

美浜事務所 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面92番地3
〒470-2406 (武豊町、美浜町、南知多町)

ホームページ <http://www.aichiyosui.or.jp>

TEL 0562-44-4800 (代表)
TEL 0562-44-4800 (総務課・会計課)
TEL 0562-44-4803 (管理課)
TEL 0562-44-4805 (工務課)
FAX 0562-44-4801

TEL 0568-91-1244
FAX 0568-91-1245

TEL 0561-32-2365
FAX 0561-32-0228

TEL 0562-44-4700
FAX 0562-44-4701

TEL 0569-21-2198
FAX 0569-24-4040

TEL 0569-82-0162
FAX 0569-82-1317



印刷業から情報デザイン業へ

Info. + Design

長年培った表現技術を活かして最適な見せ方をご提案します。

株式
会社

クイックス

■本 社
〒448-0025 愛知県刈谷市幸町2-2
TEL 0566-24-5511 (代表)

広告募集

発行部数 32,000 部

サイズ 縦50mm×横89mm(A4サイズの1/10)
からA4サイズまで

※申し込んでも、掲載内容等によりお断りする場合があります。

【申込・問い合わせ】愛知用水土地改良区 総務課
電話番号：0562-44-4800

愛 水 技 術 研 究 会

【当研究会は、日々愛知用水の水を守る為、工事・維持修繕を担っています】

(会長) 株式会社 花井組・(副会長) 株式会社 松浦組・(会計) 株式会社 ヒューテック

(会員数 45 社)

連絡先 TEL 0562-83-4184 (事務局 (株) ヒューテック内)